教私第1236号

令和２年４月17日

各私立学校設置者　様

各私立小・中・高・中等教育学校長　様

各私立幼稚園・幼稚園型認定こども園長　様

各私立専修学校・各種学校長　様

大阪府教育庁私学課長

臨時休業中の学校園に在籍する幼児・児童・生徒への学習支援について（依頼）

　日頃から大阪府教育行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

　また、このたびの新型コロナウイルス感染症対策についても、臨時休業等にもご協力をいただいており、感謝申し上げます。

　さて、新型コロナウイルス対策に係る学校園等の臨時休業等について、令和２年４月３日付け教私第１０４２号にて臨時休業の期間を令和２年５月６日までとする旨の通知（要請）をお送りし、みなさまにご協力をいただいているところですが、この間、自宅待機している園児、児童、生徒（以下「生徒等」）に対し、自宅での学習を支援するため、１人当たり２千円相当の図書カード（ＱＲコード式）を配付する家庭学習支援事業を実施することとなりました。

　配付にあたっては、各学校園を通じて、生徒等にお届けいただくことになります。各学校園におかれましては、臨時休業等通常と異なる対応をしていただいている中、お手間を増やすことになり誠に申し訳ございませんが、生徒たちへの学習支援の取組みとしての趣旨を踏まえ、下記についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

**１．家庭学習支援事業の概要**

**（１）事業の目的**

臨時休業期間中に、家庭学習を促進するため、学習用教材等の購入費を支援する。支援にあたり、臨時休業期間中の子どもの様子を把握する。

**（２）事業の対象**

府が3月2日以降の臨時休業の要請を受け、４月７日（緊急事態宣言発令）までに、臨時休業の措置を実施している学校（※）の園児、児童、生徒

※学校：幼稚園、幼稚園型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専修学校、各種学校のうち外国人学校

※「臨時休業」の考え方、対象とする在籍生徒等の考え方については、添付の[家庭学習支援事業ＦＡＱ]をご参照ください。

**（３）事業の内容**

臨時休業期間中の家庭学習支援として、図書カード（ＱＲコード式・2000円分）の配付及び子どもの見守りを強化

**２．各学校園への依頼内容**

（１）上記の対象となる学校園におかれては、4月１７日（金）までに、在籍生徒等数を大阪府私学課あて報告してください。（各担当グループより、別途依頼済みですので改めてのご対応は不要です。）

※万一、報告後、生徒等数に誤りがあった場合は、[家庭学習支援事業ＦＡＱ]の「３（２）」のとおりご対応ください。

（２）生徒等に配付いただく、在籍生徒等数分の図書カード（ＱＲコード式）が事業者から各学校園あてに送付されますので、受け取ってください。

・人数が確定した学校園から順次発送される予定です。

・ただし、公立・私立合わせての対応となっており、対象人数が多いため、発送に時間差が 生じる見込みです。現時点で、最も早くても4月22日（水）以降に発送が始まる見込みと聞いていますので、到着までしばらくお待ちください。

（３）生徒等への配付をお願いします。

【手順、方法について】

①到着後、受領枚数をご確認ください。

事業者から送付されるものは以下です。

　・図書カード（ＱＲコード式）…Ａ４用紙１枚（三つ折り済）×生徒等数（裏面に図書カード利用方法が記載されています）

　・封筒（図書カードと同数）

※万一、内容物に誤りが見つかった場合は、至急、担当グループあてご連絡ください。

②[図書カード等配付記録表]に枚数等を記載してください（以後、生徒等への配付終了な　どのタイミングで適宜記載してください）。

③各学校園において、できるだけ速やかに生徒等への配付をお願いいたします。

・郵送、手渡し等の配付手段は各学校園等でご判断いただければ結構です。誠に申し訳　ございませんが、府において事務費の負担ができません。郵送等による場合には、各学校園から生徒等・保護者への事務連絡書類や教材等の配付の機会に同封いただくなどでご対応いただければ幸いです。

・なお、手渡しとされる場合、緊急事態宣言を踏まえ府民の皆様に外出自粛を要請している時期であることを踏まえ、図書券配付のために登校等を指示するということではなく、他の必要不可欠な場合に合わせて対応いただくなど、ご配慮をお願いいたします。

・図書カード（ＱＲコード式）配付を生徒等に連絡する機会をとらえ、生徒等の状態を把握するなど、子どもの心身のケアにつなげていただくようお願いいたします。

・今回の事業趣旨について、大阪府教育長のメッセージをご用意しました。児童・生徒等、保護者の皆様、学校関係者の皆様に事業のご趣旨をご理解いただくため、必要に応じてご活用ください。

④配付が終了し、配付数等が確定した時点で、[図書カード等配付記録表] を私学課の各校種担当グループにメールで送信してください。（提出期限の目安：令和２年５月末日）

⑤[図書カード等配付記録表] （私学課に報告したものの控え）及び図書カードを配付した生徒等のリストを保管してください。

・大阪府からの補助金調査等の際に、確認させていただく場合があります。配付数、配付先の生徒等のリストなどが分かる資料は必ず保管していただくようにお願いします。

**３．その他**

学校園でご対応いただくにあたり、想定されるご質問をＦＡＱにまとめております。適宜ご参照ください。

※私学課にお問合せいただく前に、一度ご確認いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

・大阪府教育長からのメッセージ

・図書カード等配付記録表

・家庭学習支援事業ＦＡＱ

・図書カード（ＱＲコード式）サンプル

|  |
| --- |
| （お問い合わせ先）大阪府教育庁私学課　小中高振興グループ　　山本、藤原（06-6941-0351 内線4864）　総務・専各振興グループ　　貞末、江藤（　 〃　 　　　内線6790）　幼稚園振興グループ　　中村、角下（ 　 〃　 　　　 内線4816） |